

くらし百科



☎は問い合わせ先です

「存じですか?」 中退共制度

中小企業事業主の皆さまへ
退職金は、従業員が働く意欲を高め、退職後の生活を支える大切なものです。
中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、中小企業で働く従業員の方のために国が設けた外部積立型の退職金制度で、一般の従業員だけでなく、短時間労働者(※)の方も加入でき、一般の従業員より低い掛け金(2千円、3千円、4千円)も用意されています。

掛け金の一部を国が助成するほか、税法上の優遇など、有利な特典がありますので、安全・安心で確実なこの制度を、ぜひご利用ください。
●ホームページURL <http://chutaiyokutaisyokukin.go.jp>

※一週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員を言います。
☎中小企業退職金共済事業本部 03-3436-0151

「存じですか?」 建退共制度

建退共制度(建設業退職金共済制度)は、建設現場で働く皆さまのために、国が作った退職金制度です。事業主の皆さまは、現場で働く労働者の共済手帳に、掛け金となる共済証紙を働いた日数に応じて張り、その労働者が建設業を辞めたときに建退共から退職金を支払うという、いわば建設業界全体での退職金制度です。掛け金は月額310円で、建設業を営む事業主の方であれば、専業・兼業を問わずに加入できます。

●建退共制度の主な特徴
・国の制度ですので安全・確実。申し込みも簡単です。
・経営事項審査で加点評価の対象となります。
・掛け金の一部を国が助成。税法上の優遇措置もあります。
●ホームページURL <http://www.kentakyotaisyokukin.go.jp>

☎建設業退職金共済事業宮城支部 022-263-2973

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)被保険者の皆さまへ

入院時の「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)の更新時期です」
長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の被保険者であり、住民税非課税世帯の方については、入院の際に認定証の交付を受けることで自己負担額が軽減されます。認定証の有効期限は本年7月31日までとなっていますので、継続してご使用される方や新たに認定証が必要な方は、8月中に申請を行ってください。

認定証の交付を受けた方は、医療機関の窓口で被保険者証と認定証を提示することで、医療費が高額になった場合の自己負担額と、入院中の食事などの負担額が軽減されます。
※対象者は、住民税非課税世帯の被保険者に限ります。
●申請窓口 健康推進課後期高齢者保険係(健康センター1階)
●申請に必要な物
・後期高齢者医療被保険者証
・印鑑(朱肉を使うもの)
・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(既に認定を受けている方)

☎健康推進課 22-1362
宮城県後期高齢者医療広域連合 022-266-1021

迷うあなたの道しるべ「法テラス」

日本司法支援センター「法テラス」は、法的トラブルを解決するための情報やサービスを全国どこでも受けられるよう、平成18年10月から業務を開始しました。法的トラブルを解決するのにどのような方法があるのかが分からない場合は、法テラスまでお気軽にお電話ください。
■法テラスコールセンター
①②の業務を実施。相談受付時間は平日が9時から21時まで、土曜日が9時から17時までです。
①情報提供 法的トラブルの解決に役立つ法制度の内容や、各種相談窓口の情報や、無料で提供します(あくまで解決への道案内に止まります)。
②犯罪被害者支援 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報を無料で提供します。
☎0570-078-374
☎0570-079-714

■法テラス宮城
民事法律扶助業務を行っています。資力の乏しい方に対して、法的トラブル解決のための無料法律相談や、紛争処理に要する弁護士費用などを立て替えます(完全予約制)。相談受付時間は、平日の9時から17時までです。
☎050-3383-5538

恩給欠格者や戦後強制抑留者、引き揚げ者の皆さまへ

特別慰労品を贈呈しています
旧軍人で恩給を受けていない方などのいわゆる恩給欠格者や、戦後、ソ連やモンゴルに強制抑留された方、また、終戦によって本邦以外の地域から引き揚げた方に対して、内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。
過去に内閣総理大臣名の書状などを受けた方や、書状を受ける資格があったにもかかわらず、現在まで請求していない方も対象です。請求期限は平成21年3月31日ですので、お早めにご請求ください。請求書類は福祉事務所の窓口へ備え付けています。※贈呈は対象者ご本人に限ります。
●ホームページURL <http://www.haiwaga.jp>

●独立行政法人平和祈念事業特別基金 0120-234-933
☎0120-234-933

クルマの不正改造は犯罪です

国土交通省では、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開しています。騒音の増大を招くマフラーの切断など、不正改造車の排除にご協力ください。
☎国土交通省東北運輸局宮城運輸支局 022-235-2513

NTT東日本発行の電話帳を配達・回収します

NTT東日本宮城支店では、8月中に順次、新しい電話帳(平成20年9月発行)を各ご家庭・事業所へお届けします。現在お使いの電話帳は、新しい電話帳とお取り換えしますので、配達員にお渡しください。NTTでは、地球環境保護として、回収した古い電話帳から新しい電話帳を作るという「電話帳循環型リサイクル」を行っています。
ご不在などで配達員に古い電話帳を渡せなかった場合は、後日あらためて回収に伺いますので、「タウンページセンター」までご連絡ください。
また、お届けする電話帳の変更や、配達冊数の変更がある場合についても、同センターまでご連絡をお願いします。
☎タウンページセンター 0120-506-309

国民年金保険料の免除制度を「存じですか?」

「納められない」と放っておかず、まずは申請手続きを!
所得が少ないなど、経済的に保険料の納付が困難な場合、本人の申請により納付が免除される制度があります。
申請もせず、未納のまま放っておくのは自ら年金を受ける権利を放棄するようになります。
7月から免除申請を受け付けていますので、希望される方は、年金手帳と印鑑をご持参の上、市庁舎1階の市民課窓口で申請手続きを行ってください。申請が承認されると、7月から来年6月までの1年間、納付が免除されます(昨年度から免除を継続的に認められている場合は、申請は不要です)。
なお、免除審査の対象は、前年の所得が基準となりますので、まだ申告が済みでない方は、お早めに申告してください。
また、離職した方や失業した方については、**特例免除申請**を行うことができます。離職票や雇用保険受給資格者証(写し可)などを併せてご持参の上、申請手続きを行ってください。
●免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4種類
●大原原社会保険事務所 0224-51-3112
市民課 22-1312

●学生納付特例申請「を忘れていませんか?」
学生のため所得がなく、保険料を納めるのが困難な方のために、納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。申請は毎年行ってください。
●対象 大学や大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在籍する、20歳以上の学生。定時制や通信制課程も含まれます。
●手続きに必要な物 在学証明または学生証(写し可)、印鑑
●社会保険事務所からのお知らせ 「ねんきん特別便」が届いた方に、年金記録のご確認をお願いしています。もれや間違いのあるなしかかわらず、必ずご回答ください。
●保険料の納付は、納め忘れがなく、便利でお得な口座振り替えをご利用ください。
●クレジットカードまたは電子納付をご希望の方は、大原原社会保険事務所までお問い合わせください。

わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」12



ごみになるものは「買わない・持ち込まない!」、これが買い物におけるごみダイエットのポイントです。再確認して、環境にもお財布にも優しい、賢い消費者になりましょう。
●マイバッグを持参しましょう
レジで袋を断るとスタンプを押してくれるスパーもありま。スタンプがたまると値引きしてもらえらるなど、ちょっとお得なこと。レジ袋をもらわないということは、ごみを増やさないだけでなく、原料となる資源を大切にすることにもつながります。
●必要なものを、必要なだけ「安いから」「お得だから」とまとめ買いして、使い切れず持て余したことはありませんか? ばら売りや計り売りをしてるお店で、必要な分だけを購入してみてもいいかがでしょう。トレーなどの容器もたまたま、合理的で経済的です。
●本場に必要ですか? そのサービス
「文庫本のブックカバーは?」「お弁当を買うときの割りばしやスプーンは?」と聞かれても、過剰な包装や、必要のないサービスは断るよう心掛けましょう。
●商品を選ぶ目を養いましょう
「長く使えるかな?」「リサイクルできるかな?」といったことに注意し、環境のことを考えて商品を選びましょう。ごみダイエットには、商品を選ぶ目も大切です。
●省エネマークは?
家電製品を買うときは、省エネマークが付いているものを選ぶようにしましょう。使えば使うほど、その違いが分かります。

●省エネマーク
▲省エネ消費のことも考えて、省エネマークが付いているものを選ぶようにしましょう。使えば使うほど、その違いが分かります。
●省エネマーク
▲省エネ消費のことも考えて、省エネマークが付いているものを選ぶようにしましょう。使えば使うほど、その違いが分かります。

食品表示110番

食品の表示に対してお気付きの点がございましたら、当課までご連絡ください。

東北農政局消費・安全部
地域第三課(表示・規格)
☎0224-53-3811

わが家の「ごみ減量化・リサイクル作戦」12

Public 12

生活環境課 ☎22-1314